

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営集落基盤整備事業綾歌中部地区（ほ場整備事業）上川井地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年3月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

従前の土地の表示

市 町・大 字・字	地 番	地 目	用 途	地 積 m ²
丸亀市飯山町東小川字上川井	345	田	田	505